

# 健保だより

題字は 栗田和雄 理事長揮毫



名モデル (奈良県：奈良公園)

N.S さん

## 2023 11月号

### CONTENTS

- P2 ..... 健康保険いろは「被扶養者認定について」
- P5 ..... 令和5年度「被扶養者資格の再確認(検認)」を行います
- P6 ..... 同じ効き目で安いお薬がジェネリック医薬品です/  
「ジェネリック医薬品のお知らせ」の送付について
- P8 ..... 前期高齢者医療制度の仕組みについて
- P9 ..... 第11回ミニマラソン大会のお知らせ
- P10 ..... 第63回事業所対抗軟式野球大会(2部)の結果
- P11 ..... ハイキング大会(梨狩り)・ウォーキング大会(高尾山)の報告/  
組合からのお知らせ/今月の表紙/事業月報
- P12 ..... 表紙写真を募集します/令和6年1月の保養所空き状況



## 東京実業健康保険組合

<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>



保険証は大切に管理しましょう!

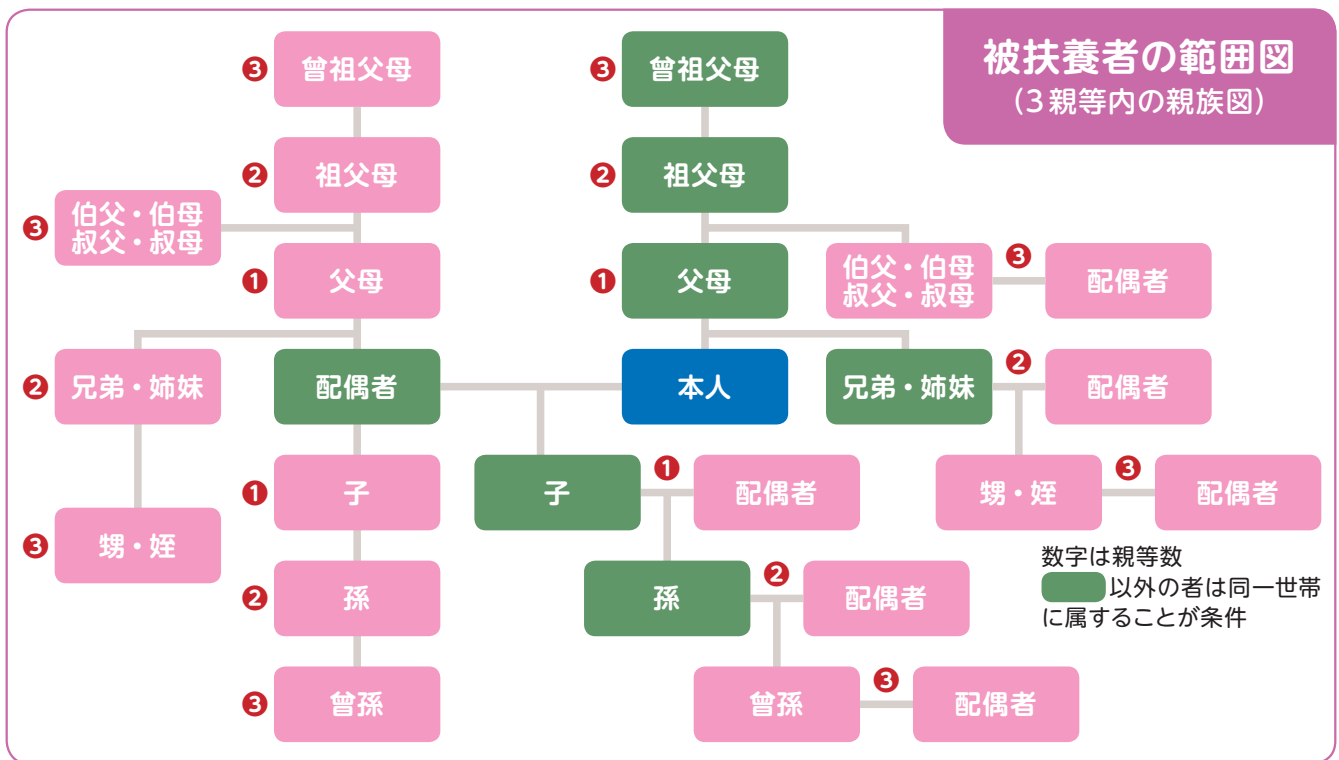
# 被扶養者認定について

健康保険では被保険者本人だけではなく、その家族等も一定の条件に該当すれば「被扶養者」として認定され、家族等が保険料を負担しなくても保険給付が受けられます。

家族が増えたときや減ったときは、「被扶養者異動届」を勤務先の事業所を経由して事由発生から5日以内に当組合にご提出ください。

## 家族が増えたとき

結婚、出産等で新たに家族が増えたときは、主として被保険者の収入により生計維持されていて、下図のように3親等内の親族の範囲であれば被扶養者にすることができます。その際、収入を確認できるものや住民票等の関係書類を添付していただく場合がありますので、手続きする前に必ず勤務先の健康保険担当者様にご相談または当組合にご確認ください。



## 被扶養者の範囲は？

健康保険の被扶養者となるには、①主として被保険者の収入によって生計を維持されている3親等内の親族であることが条件です。さらにプラス条件として親族によっては②同一世帯であることが必要です。

### ① 生計維持のみが条件の親族

- 被保険者の直系尊属 (父母・祖父母・曾祖父母)
- 配偶者 (双方に戸籍上の配偶者がいない場合は、内縁関係も含む)
- 子 (養子を含む)、孫、兄弟、姉妹

### ② 生計維持と同一世帯が条件の親族

- 上記①以外の3親等内の親族 (血族、姻族の別なく継父母、継子も含む)
- 被保険者と内縁関係にある配偶者の父母と子 (配偶者の死亡後も引き続き被保険者の生計維持および同一世帯である条件を満たせば被扶養者と認定されます)



※ 「同一世帯」とは、被保険者と住居および家計を共にしていることをいい、同一戸籍内にあるかは問いません。また、被保険者が世帯主であることも要しません。

## 生計維持認定基準は？

主として被保険者の収入によって生計維持されていることが認定基準となります。具体的には、次のとおりです。

### ① 被保険者と同一世帯の方

- 認定対象者の年収が130万円(60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある人の場合は180万円)未満で、被保険者の年収の2分の1未満であること

### ② 被保険者と同一世帯に属さない方

- 認定対象者の年収が130万円(60歳以上または障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある人の場合は180万円)未満で、しかもその額が被保険者からの仕送り等の援助額よりも少ない場合  
生計維持については、この基準で当組合にて認定しますが、**妥当性を欠く場合は実態に応じての判断**となります。

## ● 収入の範囲と年収の基本的な考え方 ●

### ① アルバイトやパートなどをしている方

**収入の範囲**▶ 支給されている給与の総額(通勤交通費等の非課税収入および賞与を含みます)

**年収の算出**▶ 直近の給与明細(おおむね3~6カ月分)から年収を算出

例：(4月：108,000円+5月：105,000円+6月：95,000円)÷3×12÷1,232,000円

### ② 各種年金収入がある方

**収入の範囲**▶ 公的年金(厚生年金、国民年金、公務員等の共済年金、障害年金、遺族年金)、企業年金、各種の恩給など支給を受けている年金額等の総額(介護保険料や所得税等の控除前の金額となります)

**年収の算出**▶ 年金額改定通知書、年金振込通知書等で年収を算出

### ③ 公的保険給付を受けている方

**収入の範囲**▶ 雇用保険の失業給付、育児休業給付金、健康保険の傷病手当金・出産手当金等

**年収の算出**▶ 失業給付金：基本手当日額×360日 育児休業給付金：給付金(2カ月に1回)×6、  
傷病手当金・出産手当金：支給金額および支給期間を参考に年収を算出

### ④ 自営業・雑収入・その他継続的な収入がある方

**収入の範囲**▶ 農業・漁業・商業・工業等自家営業、保険の外交等自由業に基づく収入等、不動産収入(土地・家屋・駐車場等の賃貸収入等)、原稿料・印税・講演料等、利子収入(預貯金・有価証券利子等)、配当収入(株主配当等)、株式譲渡益等

**年収の算出**▶ 直近の所得税確定申告書(税務署提出分の控一式)を参考に年収を算出

(所得税法上認められている経費と被扶養者認定における経費の取扱いは異なります)

## ● 国内居住要件 ●

被扶養者の範囲は、日本国内に住所を有する方、または渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる方に限定されています。ただし、日本国内に住所を有しない場合であっても、留学や単身赴任の帯同など、日本国内に生活の基礎があると認められる場合については被扶養者として認められます。

## 認定時必要となる添付書類は？

次の①、②については、原則、公的証明書等の添付が必要となりますが、保険者(組合)または事業主が認定するための情報を取得している場合(届書に個人番号の記載があり、事業主が公的証明書ですでに確認している場合)は省略することができます。

### ① 身分関係の確認書類

- 住民票(続柄が記載されているもの)、戸籍謄(抄)本

### ② 被保険者と同一世帯であることの確認書類

- 被保険者と同一世帯に属していることを証明できる「世帯全員の住民票」(続柄が記載されているもの)

### ③ 収入額の確認書類(16歳以上の方)

- 「給与明細書」など収入に関する証明書
- 年金受給者は、「年金支払通知書」など年金額が分かる証明書

### ④ 被保険者と同一世帯に属さない方の確認書類

- 被保険者からの「仕送り等の援助額の分かるものの写」(銀行の出入金の明細・現金書留の控え等)  
※学生の場合は省略することができます。
- 生活状況を確認するための「世帯全員の住民票」(続柄が記載されているもの)

◎その他、必要に応じて証明書等の提出をお願いする場合があります。 ◎詳しくは、当組合ホームページをご覧ください。



# 家族が減ったとき

被扶養者となっているご家族が、下記のような理由により被扶養者の認定条件から外れたときは、「被扶養者異動届(削除)」に該当事者の保険証を添え、勤務先の事業所を経由して事由発生から5日以内に当組合へご提出ください。

## こんなときは被扶養者ではなくなります

- 就職して勤務先の健康保険等の被保険者となったとき
  - 子どもが結婚して配偶者の被扶養者になったとき
  - 被保険者と離婚したとき ● 被扶養者の年収が基準額を超えたとき
  - 同居が条件の被扶養者が別居したとき
  - 別居している被扶養者への仕送りをやめたとき
  - 仕送り等の援助額が被扶養者の収入より少なくなったとき
  - 後期高齢者医療制度の被保険者になったとき
  - 亡くなったとき
- など

当組合の被扶養者資格を喪失した後に当組合の保険証を誤って使ってしまうと、自己負担額を除いた医療費(総医療費の7~8割)や支給した保険給付金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

また、届出が遅れますと、健保組合が高齢者医療制度等へ支払う納付金の額に、被扶養者から削除しなければならない方の分も追加されてしまいます。さらに、本来支払う必要のない医療費も発生することになり、結果、皆さまの保険料負担の増加につながります。

組合財政の健全化のため、届出は速やかにご提出いただきますよう、ご協力お願いいたします。

## 《短時間労働者の適用拡大》

現在、健康保険・厚生年金保険の被保険者数が101人以上の企業等で週20時間以上働く短時間労働者は、健康保険・厚生年金保険の加入対象となっています。

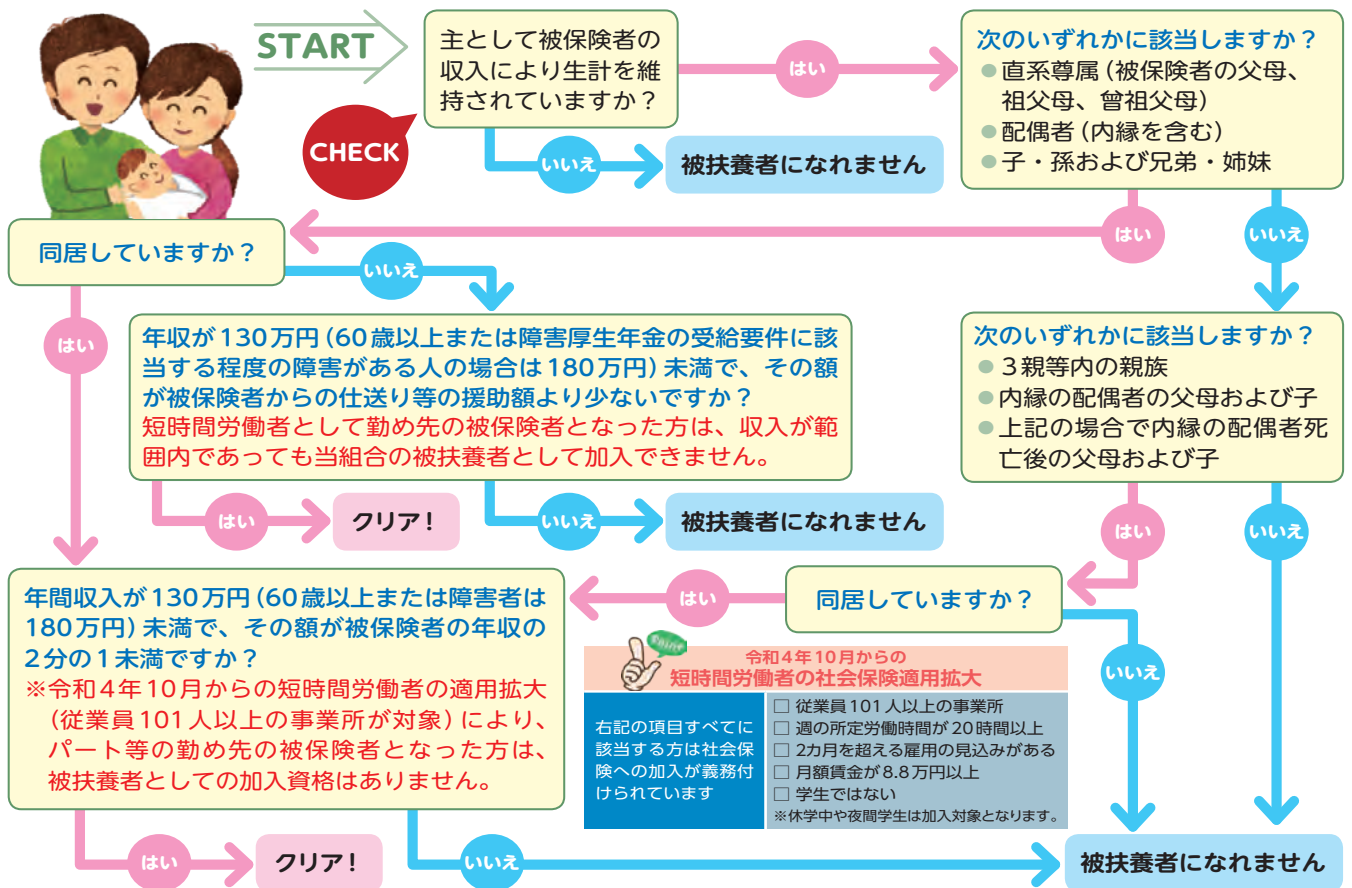
令和6年10月からは、この短時間労働者の加入要件がさらに拡大され、被保険者数が51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。

短時間労働者として勤め先の被保険者となった方は、被扶養者として加入できませんので、ご注意ください。

## 【適用拡大のスケジュール】

要件	平成28年10月~	令和4年10月~	令和6年10月~
企業規模	501人以上	101人以上	51人以上
労働時間	週20時間以上	週20時間以上	週20時間以上
賃金	月額8.8万円以上	月額8.8万円以上	月額8.8万円以上
雇用期間	1年以上	2カ月超	2カ月超
学生	除外	除外	除外

## ご家族が被扶養者の認定条件をクリアしているかチェックしてみましょう



**被扶養者認定は、当組合が総合的に判断します**

被保険者の経済的扶養能力や、認定対象者の収入・生活の実態・被保険者が扶養する事情等を当組合が総合的に判断し、事実と著しくかけ離れておらず、社会通念上妥当性を欠いていないと認められる場合のみ被扶養者として認定します。

令和5年度

# 「被扶養者資格の再確認(検認)」を行います

当組合では、健康保険法施行規則第50条および厚生労働省通知に基づき、「被扶養者資格の再確認(検認)」を今年度も実施いたします。

これは、皆さまよりお預かりしている大切な保険料から支払われる保険給付の適正化を図ることを目的とし、過去に被扶養者として認定されたときの状況が現在も維持されているかどうかを再確認するものです。事業主および被保険者の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

概要は次のとおりです。

事業所へ、後日「健康保険被扶養者調書(異動届)」(以下「調書」といいます。)を送付し、該当する被保険者の方々へ配布されますので、記載内容を確認のうえ、必要な書類(収入に関する証明等)を添付し、事業所が決めた期限までにご提出ください。

事業所のご担当者様は、内容を確認のうえ、当組合への提出期限までに管轄の本・支部へご提出ください。

※ただし対象者がいない事業所には「調書」は送付いたしません。



**実施事業所** 全事業所(令和4年12月末日現在の加入事業所)

**調査日程**

- 「調書」発送 **令和5年11月中旬**
- 当組合への提出期限 **令和6年1月31日(水)**

※未提出者については、被扶養者資格を喪失する場合がありますのでご注意ください。

**調査対象者** **令和5年10月18日現在、認定されている19歳以上の被扶養者。**  
(ここでいう19歳以上とは、令和6年4月1日において19歳以上の方をいいます)

ただし、次の①～③に該当する被扶養者は除きます。

- ①令和6年4月1日までに75歳に到達される被保険者の被扶養者
- ②令和6年4月1日までに75歳に到達される被扶養者
- ③令和5年1月1日以降に認定された被扶養者

※「調書」は、対象者以外の被扶養者の方も記載してありますが、「\*\*\*」が印字されている被扶養者は対象外となります。また、被扶養者すべてが対象外の被保険者には送付されません。

**提出書類** 収入状況を証明する書類や同一世帯を証明する書類および仕送り額を証明する書類など、扶養状況に応じた証明書類が必要となります。

※詳細については、令和5年11月に送付予定の「調書」に同封する【確認方法及び手続きについて】、【被扶養者資格の再確認時添付書類一覧表】等をご覧ください。

問合せ

組合本部 適用課 TEL 03-3663-1361(代) 城西支部 適用係 TEL 03-3342-8821(代)  
城南支部 適用係 TEL 03-5537-2400(代) 城北支部 適用係 TEL 03-3980-1501(代)

# 同じ効き目で安いお薬がジェネリック医薬品です

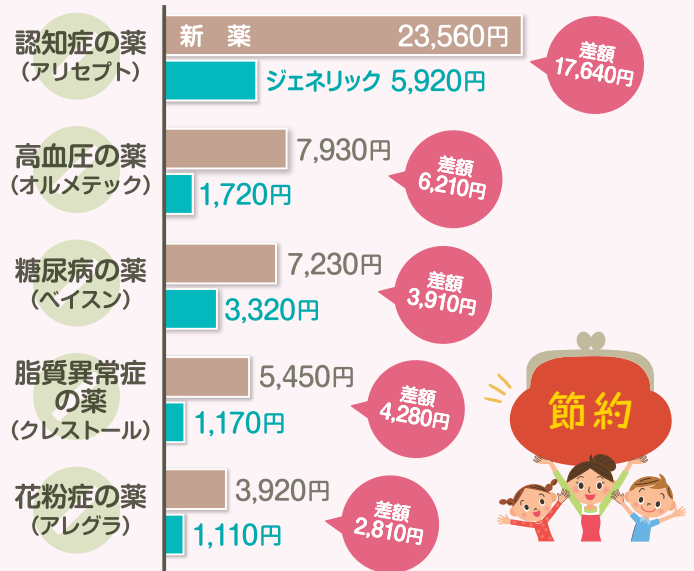
ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間が切れた後に同じ有効成分で作られるお薬です。開発費用が安く済むことから、お薬の値段が安く設定されています。ジェネリック医薬品を使うことでこれまでと治療は同じでもお薬代が安くなるため、医療費の節約につながります。効果や安全性については国が厳しく審査し、新薬と同等だと認めているお薬ですから、安心して使用できます。

薬の有効成分・効果はどちらも同じ!

ジェネリック医薬品	新薬
安い	高い
新薬と同等	証明済み
有効成分の開発をする必要がないため安価	有効成分を新しく開発するため高価

## ジェネリック医薬品でこんなに窓口負担が節約できます

### 1年間の薬代の比較

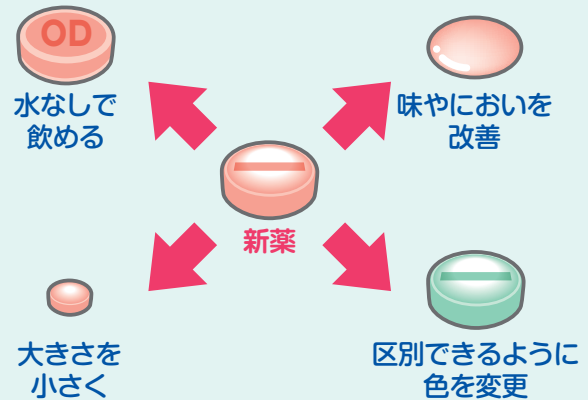


※金額は薬代のみで計算した場合の目安です (自己負担割合3割)。花粉症の薬は春・秋に服用する場合を想定しています。

## 安いだけではない! 改良されているジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品は効き目や成分、効果に影響しない部分については工夫することができます。例えば味や形を工夫して飲みやすくしたり、水なしで飲めるようにしたり、パッケージを工夫して飲み間違いを減らしたりなど、ジェネリック医薬品では患者さんが飲みやすく、使いやすくなるさまざまな改良がされています。安さはもちろんですが、安さ以外にもジェネリック医薬品を選択するメリットがあるのです。

### ジェネリック医薬品の改良点



- すべてのお薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。また、医師の治療方針でジェネリック医薬品に替えられない場合があります。
- ジェネリック医薬品への切り替えは強制ではありません。ジェネリック医薬品への切り替えを希望する場合には、かかりつけの医師または薬剤師へご相談ください。

ジェネリック医薬品について詳しくは



かんじゃさんの薬箱

URL <https://www.generic.gr.jp/>



# 「ジェネリック医薬品のお知らせ」の送付について

当組合では、現在服用されているお薬のうちジェネリック医薬品への切り替えが可能なお薬と、切り替えた場合に軽減できる見込み額を試算した「ジェネリック医薬品のお知らせ」の発送を行っております。

今年度も12月上旬に発送を予定しておりますので、ジェネリック医薬品への切り替えをご検討いただく際の参考にお役立てください。



- 令和4年7月から令和5年6月までに受診歴があり、ジェネリック医薬品へ切り替えた場合に一定額の軽減が見込まれる方へお送りいたします。
- すべての組合員にお送りするわけではありませんのでご了承ください。

## ホームページの「医療費のお知らせ」で切り替え可能なジェネリック医薬品が見られます!

当組合ホームページの「医療費のお知らせ」では、医療費の確認だけではなくジェネリック医薬品へ切り替え可能な薬剤名や切り替えた場合に削減可能な金額が確認できる「ジェネリック医薬品のお知らせ」を配信しております。

「医療費のお知らせ」にログインしていただき、医療費の確認ページから「ジェネリック医薬品」を押下すると見ることができますのでぜひご利用ください。

※すでに、ジェネリック医薬品を使用している方や切り替え可能なお薬がない方は「ジェネリック医薬品」の表示はありません。



昨年、「ジェネリック医薬品のお知らせ」発送後の令和5年1月から令和5年4月までを対象に効果分析を行ったところ、健保組合の負担額が概算で年間**3億8千9百万円**削減される見込みとなりました。

ジェネリック医薬品をご利用いただきましてありがとうございます。  
引き続き医療費の削減にご協力くださいますようお願いいたします。

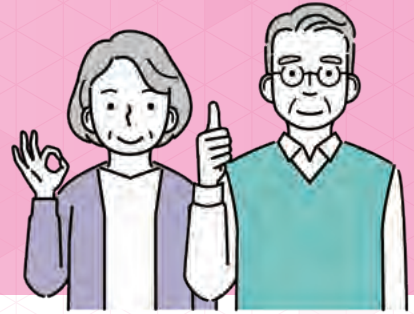


問合せ

本部 審査第二課 TEL 03-3663-1361(代)  
城南支部 調査係 TEL 03-5537-2400(代)

城西支部 調査係 TEL 03-3342-8821(代)  
城北支部 調査係 TEL 03-3980-1501(代)

# 前期高齢者医療制度の仕組みについて



健康保険組合は、国へ高齢者の医療費のための納付金(拠出金)を納めることを義務付けられています。この納付金は、健康保険組合の財政に大きな負担となっており、高齢化などの影響で今後もますます増加することは確実です。

当健康保険組合の状況を見ると、保険料収入に占める割合は、保険給付費は約56%、納付金は約41%です。被保険者の方と事業主が納めている年間の平均保険料約40.3万円のうち、実に16.7万円もの額が納付金として使われていることとなります(令和4年度決算より)。

拠出金のうち、65～74歳の高齢者のために拠出する「前期高齢者納付金」は、当健康保険組合に加入している65～74歳の方々の年間医療費に基づき計算されます。

## 健康保険組合の前期高齢者納付金の計算式



各健康保険組合に加入している  
65～74歳の方の医療費合計

×

全国平均の前期高齢者加入率\* (%)  
各健康保険組合の前期高齢者加入率\* (%)

\* 加入率とは…加入者(被保険者と被扶養者の合計)のうち、65～74歳の加入者の割合。

### 〈当健康保険組合の場合〉

※前期高齢者加入率→全国平均約14.8%、当健康保険組約2.7%(令和5年度加入者調整率の積算から)

計算式

当健康保険組合に  
加入されている  
65～74歳の方の  
医療費合計

×

**14.8%**  
(全国平均の前期高齢者加入率)  
**2.7%**  
(当健康保険組合の前期高齢者加入率)

×

諸率等

=

納付金額

約44億円

×

6倍

=

271億円

(令和5年予算ベース)



日本全体の65～74歳の前期高齢者の医療費を賄うために、当健康保険組合は、加入者の方の医療費の他に、**6倍の支出(拠出)**をしていることとなります。

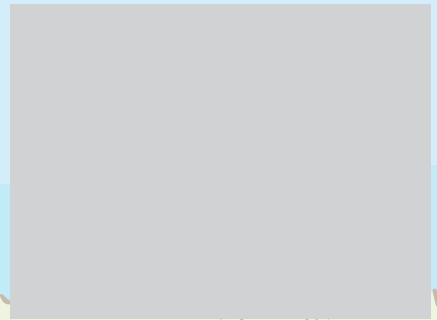


当健康保険組合の65歳以上の加入者の皆さんが健康であればあるほど、納付金は減少することとなります。



第11回

# ミニマラソン大会のお知らせ



開催日時

令和6年2月17日(土) 受付開始8:30～ 小雨決行

※荒天の場合中止することがあります。

※開催の有無は、当日7:00に当組合ホームページNEWS&TOPICSの「イベント」に掲載いたします。

開催場所

荒川河川敷 大島小松川公園脇から  
平井水上ステーション手前までを利用

受付場所

荒川河川敷 大島小松川公園内「自由の広場」脇階段下  
東京都江戸川区小松川1丁目

- 交通 都営新宿線「東大島」駅 ①小松川口より徒歩9分  
②大島口より徒歩13分

種目・定員

種目	定員
①小学生(低学年) 1km 1～3年生	各100名 ※保護者の伴走も可
②小学生(高学年) 1km 4～6年生	
③男子 5km	各100名 ※1人1種目のみの参加となります。 ただし①・②との重複参加は可
④女子 5km	
⑤男子 10km	

表彰

各種目 優勝・準優勝・第3位～第6位  
完走者には、記録証を発行いたします。

※種目①②へ参加のお子様には参加賞をプレゼント!

参加資格

- ①② : 当組合の被扶養者(小学生に限る) ※保護者の伴走も可
- ③④⑤ : 組合員【当組合の被保険者および被扶養者(配偶者に限る)】

参加費

無料

申込方法

11月15日(水)から12月15日(金)(必着)までに専用の申込書に必要事項をご記入のうえ、**郵送**にてお申込みください(**FAXは不可**)。

※申込書は当組合ホームページNEWS&TOPICSの「イベント」よりダウンロードできます。

参加決定

応募多数の場合は抽選とし、当選された方にのみ令和6年1月17日(水)に参加証・実施要項等を申込書に記入された住所へ送付いたします。

問合せ・申込み

東京実業健康保険組合 施設課

〒103-8465 東京都中央区東日本橋3-10-4  
TEL 03-3663-1361(代) (FAXでの申込みは不可)



第63回

# 事業所対抗

## 軟式野球大会(2部)の結果

9月3日(日)より東実健保体育センター(千葉県柏市)で開催した「第63回事業所対抗軟式野球大会(2部)」は、9月24日(日)に無事終了いたしました。各試合で白熱した戦いが繰り広げられ、非常に盛り上がりのある大会となりました。なお、大会結果は次のとおりです。

### 2部

優勝

(株)ユニバーサル園芸社

準優勝

東京菅公学生服(株)

第3位

(株)桑山

第3位

(株)データビジネスサプライ



問合せ

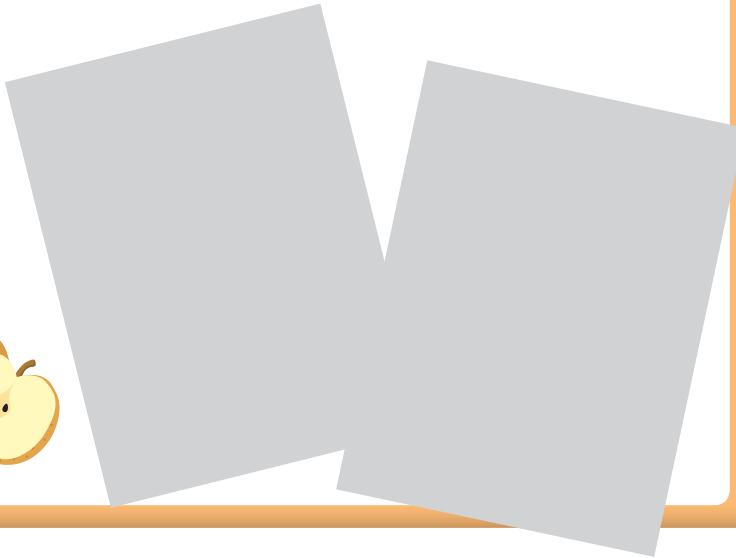
東京実業健康保険組合 企画広報課 TEL 03-3663-1351(代)

## ハイキング大会(梨狩り)・ウォーキング大会(高尾山)の報告

ハイキング大会(梨狩り)・ウォーキング大会(高尾山)は下記の日程で開催いたしましたので、ご報告いたします。多くの方にご参加いただきありがとうございました。

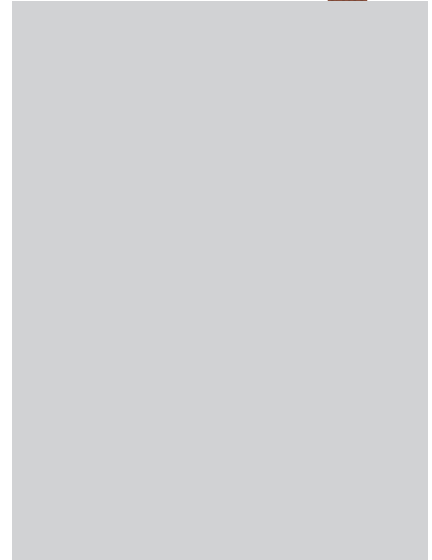
### 梨狩り

三平果樹園(神奈川県川崎市) 8月26日(土)・9月2日(土)  
 初清園(千葉県松戸市) 9月16日(土)・9月23日(土・祝)  
 大野梨園(千葉県船橋市) 9月16日(土)・9月23日(土・祝)



### 高尾山

9月30日(土)



## 組合からのお知らせ

### ■給付金の年内支払いについて

給付金(傷病手当金・出産育児一時金など)の年内支払い分は、**11月24日(金)**までに受付をした申請書となりますのでご了承ください(書類不備や、調査を要するものは除く)。

### ■賞与支払届提出のお願い

賞与等の支払いがあった場合は、支払日より5日以内に「被保険者賞与支払届」の提出をお願いいたします。賞与支払予定月に賞与の支払いがなかった場合でも、【不支給】として「賞与不支給報告書」を提出してください。



## 今月の表紙

N.Sさん

### 名モデル

(奈良県：奈良公園)



奈良公園では、あちらこちらで多くの鹿たちが一心不乱に草を食んでいます。真っ赤に色づいた紅葉の前まで歩いてきてくれた子鹿は絶好のモデル。「はい、視線をあげてください」と「はい」心の中で呼びかけながら待つこと暫し。絶好のタイミングでシャッターを切れました。

## 東京実業健康保険組合 令和5年9月分 事業月報

	[事業所数].....	2,999件
	[被保険者数].....	318,098人
	男.....	154,069人
	女.....	164,029人
	[平均標準報酬月額].....	325,038円
	男.....	380,000円
	女.....	273,413円
	[保険料調定額].....	9,945,978,570円
	[支出総額].....	11,618,926,454円
	[法定給付].....	6,251,019,299円
	[付加給付].....	118,127,600円
	[拠出金等].....	4,798,258,000円
	[その他].....	451,521,555円

# 表紙 写真

## を募集します

本誌だけでなく  
当組合ホームページの  
トップ画面を  
飾りませんか？



令和6年度 当組合機関誌「健保だより」の表紙写真を募集します。素敵な風景(国内外不問)を写真に収め、ご応募ください。採用された方には粗品を進呈いたします。皆さまのすばらしい作品をお待ちしています。

テーマ

### 「風景」

※被写体の肖像権は、応募者の責任において承諾を得られたものとします。

応募資格

当組合の被保険者および被扶養者

サイズ等

写真は横でカラー写真に限ります。



デジタルデータで  
ご応募ください

当組合ホームページのお問合せフォーム(保険証の記号・番号、氏名、本人・家族、返信アドレス、本文に表紙写真応募希望と入力し送信)からご連絡ください。追って、データの受取方法等を返信いたします。応募作品はおひとり様5点までとします。

お問合せフォーム

<https://ssl.kenpo-net.jp/tojitsu/mail.asp>

なお、ご記入いただいた個人情報は、今回以外の目的には一切使用いたしません。

応募締切

令和6年2月16日(金)

問合せ

東京実業健康保険組合 企画広報課 TEL 03-3663-1351(代)

★令和6年1月保養所空き状況(令和5年10月末現在) ■満室 □若干余裕あり □余裕あり ■メンテナンス休館日

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
あじさい館	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
サンライズ熱海	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	
バルビュー南熱海	■	■	■	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	

※11月1日以降の電話予約は含まれていませんので、異なる場合があります。

※空室状況はホームページから確認できます。

東京実業健康保険組合報

### 健保だより(毎月1回)

第71巻 11月号

編集兼  
発行所 東京実業健康保険組合

〒103-8465 東京都中央区東日本橋3丁目10番4号  
☎03(3663)1351(代)

★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★

城西支部

〒163-0560 東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル36階  
☎03(3342)8821(代)

城南支部

〒105-8440 東京都港区新橋2-19-10 新橋マリンビル4階  
☎03(5537)2400(代)

城北支部

〒170-0013 東京都豊島区東池袋1-33-8 NBF池袋タワー4階  
☎03(3980)1501(代)

### アイコンについて



コチラにも  
掲載して  
います。

ホームページにも情報が掲載されています。以下のアドレスにアクセスしてください。【スマートフォン対応】



<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>



申請書がホームページからダウンロードできます。「ホーム」の「NEWS & TOPICS」または「申請書一覧」より各項目をクリックしてください。